

低入札価格調査制度要領の一部改正について
(低入札価格調査基準価格、最低制限価格の設定範囲の見直し)

1 算定方法(低入札価格調査基準価格及び最低制限価格)

(H31.4.30まで)

<p>【範囲】 予定価格の7/10～9/10</p> <p>【計算式】</p> <p>土木工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 + ・共通仮設費 × 0.90 + ・現場管理費 × 0.90 + ・一般管理費 × 0.55 <p>建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.90 × 0.97 + ・共通仮設費 × 0.90 + ・(直接工事費 × 0.10 + 現場管理費) × 0.90 + ・一般管理費 × 0.55 <p><small>注)各費目毎に所定の率を乗じたもの(円未満切捨て)の合計</small></p>



(H31.5.1から)

<p>【範囲】 予定価格の7.5/10～9.2/10</p> <p>【計算式】</p> <p>土木工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 + ・共通仮設費 × 0.90 + ・現場管理費 × 0.90 + ・一般管理費 × 0.55 <p>建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.90 × 0.97 + ・共通仮設費 × 0.90 + ・(直接工事費 × 0.10 + 現場管理費) × 0.90 + ・一般管理費 × 0.55 <p><small>注)各費目毎に所定の率を乗じたもの(円未満切捨て)の合計</small></p>

※ 計算式により算出した額が上記の範囲を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

2 改正の適用期日

平成31年5月1日以降に入札公告、指名通知する案件より適用する。

3 問い合わせ先

財政契約課契約係(内線)361・362